

土木工事標準歩掛の改定について

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課

1. はじめに

土木工事標準歩掛（以下「標準歩掛」という）は、施工合理化調査等の実態調査に基づき土木施工に必要とされる標準的な機械、労務、材料等の所要量を工種ごとに設定しています。

この標準歩掛は、「中央建設業審議会（中建審）」の建議を踏まえて、昭和58年3月に整備・公表し、その後、改定や制定を重ねて、現在に至っており、土木工事費の積算の基礎資料として、国、県、市町村の発注官庁をはじめ、民間でも標準的な指標として広く活用されています。

2. 平成27年度標準歩掛の改定概要

標準歩掛は、各種施工制約の増加などの社会環境の変化、あるいは使用機械の機能向上、新技術・新工法の開発など、施工形態の変化に的確に対応した適正なものとする必要があります。

さらに、平成26年6月の品確法の改正により、「担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、施工実態等を的確に反映した積算を行うこと」が発注者の責務として明記されましたので、より一層、施工状況のモニタリ

ングが重要となってきています。

このような中、平成27年度は、平成25年度に施工合理化調査等を実施した65工種について、平成26年度に施工実態を分析した結果、9工種の制定・改定を行うこととしました。

その9工種の制定・改定概要について、以下のとおり紹介します。

(1) 新規制定工種（2工種）

① 補強土壁工（帯鋼補強土壁(2)）

補強土壁工は、壁面材を組立・設置後に、補強材を設置し、盛土の敷均し・締固め作業を施工壁高まで繰り返し行い、垂直の壁を構築するものです。従来は、テールアルメ工と多数アンカー工の2工種がありましたが、今回制定した工法は、従来よりも大型で長方形の壁面材（1.2m×2.7m）の設置歩掛を制定しました（写真—1，2）。



写真—1 壁面材組立状況



写真—2 敷均し状況

本工法は、壁面材の大型化による設置枚数の軽減と、盛土の一層仕上がり厚さが25cmから30cmと増加したことによる敷均し・締固め回数が軽減されることから、現場条件によってはコスト縮減が期待される工法です。

なお、本歩掛の制定によって、従来工法の名称も擁壁工指針に基づき以下のとおり変更しています。

テールアルメ工 → 帯鋼補強土壁(1)

多数アンカー工 → アンカー補強土壁

② 連続鉄筋コンクリート舗装工

連続鉄筋コンクリート舗装工は、縦方向に連続した鉄筋を配筋し、横目地を設けないコンクリート舗装工で、アジテーターカーで直接コンクリートを運搬し、直接スリップフォームペーパーにて、一層敷均し・一層締固めを行うものです（写真—3）。

今回は、スリップフォーム工法にて施工する1

車線の施工歩掛を制定しています。

(2) 維持修繕に関する歩掛の改定（2工種）

① 道路打換え工

道路打換え工は、アスファルト舗装版の取り壊しから、在来路盤および路床土の掘削・積込みを行い、新たに路床、路盤、舗装工までを急速施工する現道の打換え工事です（写真—4、5）。

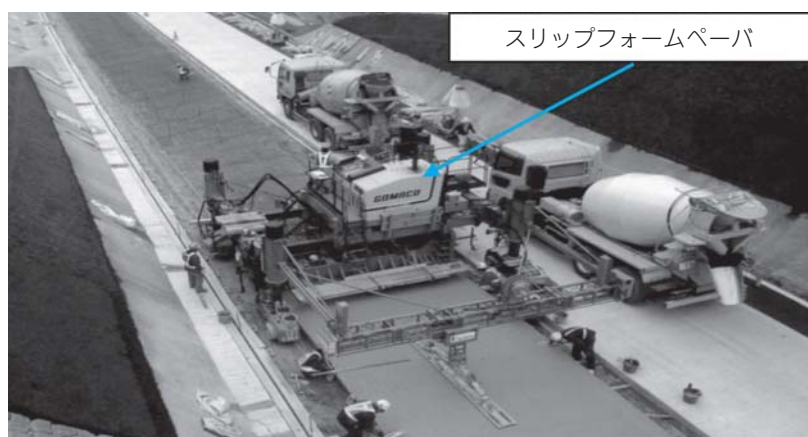
近年、施工数量の減少により効率が悪くコストが割高になってきていることが現場実態調査から



写真—4 舗装版破碎状況



写真—5 舗装版転圧状況



写真—3 スリップフォームペーパーによる舗設状況

確認できましたので、今までは m^2 当り一律の歩掛としていたものを、総施工数量 $1,000\text{m}^2$ 未満の小規模施工歩掛を新たに制定しました。

② 欠損部補修工

欠損部補修工は、道路の舗装面に生じたポットホール、くぼみ、段差、局部的なひび割れなどの欠損部に対して、舗装材料を敷設して締め固める補修作業です（写真—6，7）。

本工法も1カ所当りの施工数量が少ない場合には、効率が悪くコストが割高になっていることが実態調査から確認できましたので、今までは日当り施工量5t未満と5t以上の2区分の歩掛としていたものを、5t未満について、新たに1t未満、1t以上2t未満、2t以上5t未満の3区分に分けた小規模施工歩掛を新たに制定しました。

(3) 日当り施工量、労務、資機材等の改定（5工種）

補強土壁工、締切排水工、コンクリート工（砂防）、コンクリート舗装工、トンネル濁水処理工

の5工種について、日当り施工量、労務、資機材等の改定を行いました。

補強土壁工では、従来名称のテールアルメ工と多数アンカー工の見直しを行っており、壁面材の組立・設置工の施工機械の見直しや、締固め度の品質管理基準の改定に伴う敷均し・締固め回数の増加や施工機械の見直しを行いました（写真—8）。

締切排水工では、現場実態を反映した発動発電機の容量の見直しを行っています（写真—9）。

コンクリート工（砂防）では、型枠工をクレーン併用による設置への見直しや、現場実態を反映した足場工の見直し等を行っています（写真—10）。

コンクリート舗装工では、2車線施工機械を片勾配のみの施工機械から両勾配にも対応できる施工機械へ見直しを行っています。このことにより、施工機械の重量が20tを超えることとなり、別途、分解・組立、運搬費等を計上することとなります（写真—11）。



写真—6 合材敷均し状況



写真—8 壁面材組立状況



写真—7 締固め施工状況



写真—9 ポンプ運転状況



写真10 コンクリート打設状況



写真11 コンクリートスプレッダによる舗設状況



写真12 脱水ケーキ

トンネル濁水処理工では、現場実態を反映した泥土処理作業の見直しを行っています（写真12）。

3. おわりに

公共事業を円滑に執行するためには、現場の施工実態や資機材の需給動向など、時事変化する事象を的確に把握し、工事の品質および安全の確保、環境の保全等に十分な配慮がなされているかにも着目した上で、標準歩掛を整備していく必要があります。

引き続き、品確法の改正の主旨も踏まえ、必要な標準歩掛の制定・改定を行い、適正な予定価格が積算できるように努めて参ります。

なお、標準歩掛は、実際の施工における工法や施工機械を規定するものではなく、あくまでも標準的な施工を想定した予定価格を算出するためのツールです。このことを正しく理解し適切な運用をお願いします。